

〔 平 1 2 . 4 . 2 1
地 法 小 2 0 - 2 〕

参 考 資 料

目 次

法人事業税の概要	1
法人所得課税の実効税率の国際比較	2
外形標準課税の検討の経緯等について	3
平成12年度の税制改正に関する答申（抄）	4
政府税制調査会「地方法人課税小委員会報告」（H11.7.9）のあらまし	5
法人事業税収の推移	6
利益法人及び欠損法人の状況	7
地方法人課税小委員会で検討された外形基準の4つの類型	8
外形基準の対前年度増減率の推移	9
各基準に係る課税ベース（全国総額）の状況	10
地方法人課税小委員会報告（抄）	11
銀行業等に対する外形標準課税の導入について	12
業務粗利益の概略図	13
銀行法施行規則（抄）	15
主要19行の業務粗利益、業務純益及び臨時純損（益）等の推移	18
主要19行の税収実績と業務粗利益に対する税額の推移	19
銀行業における業務粗利益（粗利）とは	20
銀行業における業務粗利益（粗利）と事業活動価値	21
売上総利益（粗利）の概略図	22
売上総利益（粗利）と事業活動価値の比較	23
企業会計原則（抄）	24
株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則（抄）	25
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（抄）	26
売上総利益と事業活動価値の規模（全国ベース）	28

法 人 事 業 税 の 概 要

(1) 課税団体 都道府県

(2) 納税義務者 都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人

(3) 課税標準 所得及び清算所得（原則として法人税の所得計算の例により算定）
ただし、電気・ガス供給業、保険業にあっては収入金額

(4) 標準税率

① 所得金額課税法人

現 行 (平成11年4月1日以後に開始する事業年度について適用)	改 正 前
普通法人	普通法人
年400万円以下の所得 5.0%(△0.6%)	年400万円以下の所得 5.6%
年400万円超800万円以下の所得 7.3%(△1.1%)	年400万円超800万円以下の所得 8.4%
年800万円超の所得及び清算所得 9.6%(△1.4%)	年800万円超の所得及び清算所得 11%
特別法人（協同組合等）	特別法人（協同組合等）
年400万円以下の所得 5.0%(△0.6%)	年400万円以下の所得 5.6%
年400万円超の所得及び清算所得 6.6%(△0.9%)	年400万円超の所得及び清算所得 7.5%

(参考) 平成10年度改正までは下記のとおり

普通法人	特別法人
年350万円以下の所得 6%	年350万円以下の所得 6%
年350万円超700万円以下の所得 9%	年350万円超の所得及び清算所得 8%
年700万円超の所得及び清算所得 12%	

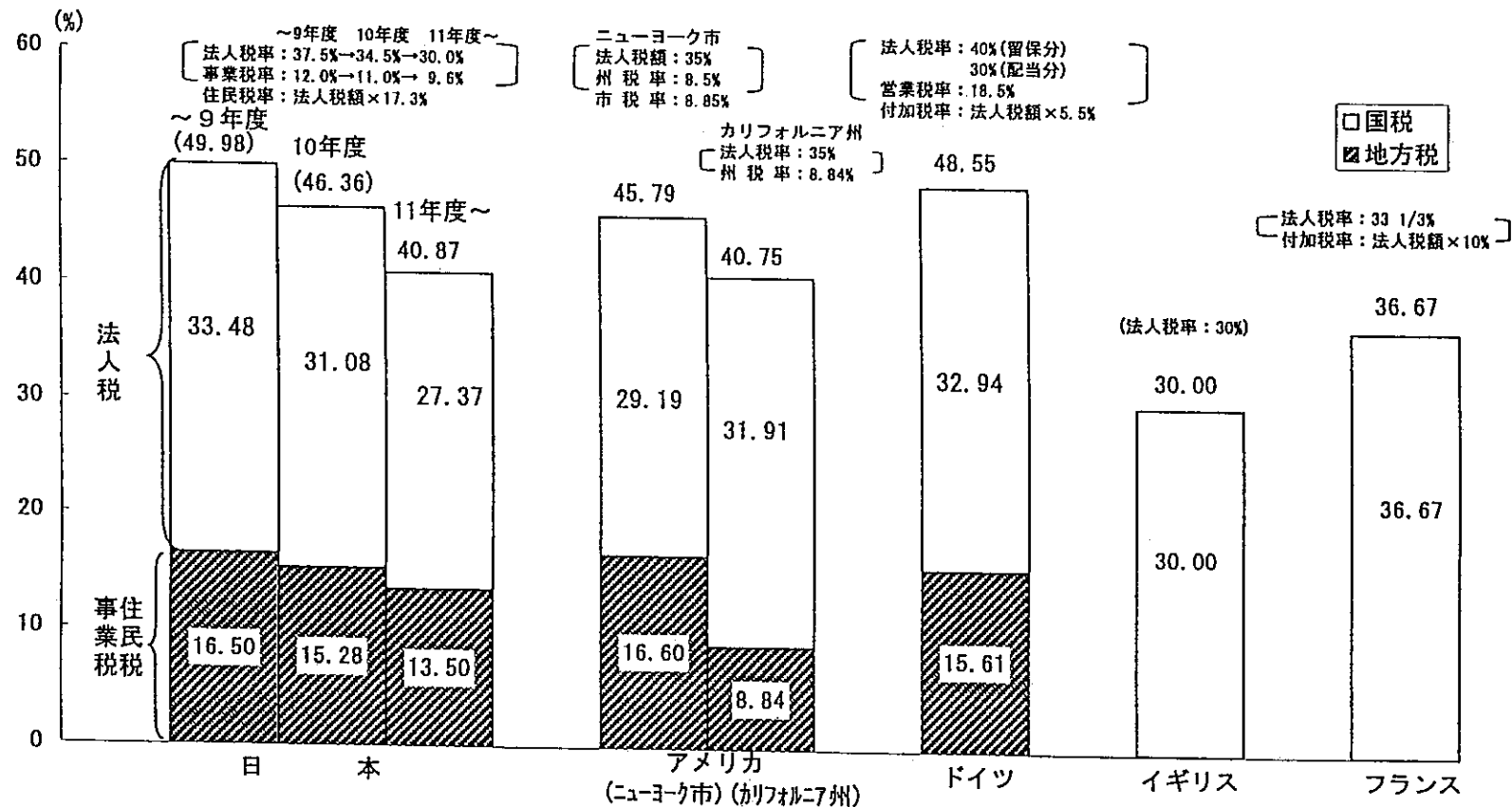
(現 行) (改正前)

② 収入金額課税法人 収入金額の1.3% 1.5%

(5) 税 収 42,114億円（平成10年度決算額）

(参考)		
平成3年度決算額	64,763億円	※注 東京都における事業税額 15,806億円（元年度決算額（ピーク時））
	↓	↓
平成11年度決算見込額	36,929億円	7,911億円（東京都による決算見込額）

法人所得課税の実効税率の国際比較



- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。なお、日本の「法人事業税」は、所得に対して課税されるものであるが、行政サービスの提供に対し必要な経費を分担する物税たる性格のものである。
2. アメリカの「地方税」は、ニューヨーク市（州法人税、市法人税）、カリフォルニア州（州法人税）の例である。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税（法人税額の5.5%）を含めたものである。ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税（50:50）であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。
4. フランスの実効税率は、付加税（法人税額の10%）を含めたものである。なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税（地方税）が課税される。

外形標準課税の検討の経緯等について

昭和24年9月 シャープ使節団『日本税制報告書』（第一次シャープ勧告）

昭和25年）
昭和26年） 道府県税として「附加価値税」創設（昭和29年に、実施されないまま廃止）

昭和39年 政府税制調査会が、事業税の外形標準課税が適当（所得以外の基準は加算法の付加価値額によることが適当）と答申

昭和43年 政府税制調査会が、事業税の外形標準課税の仮案（所得金額と加算法による付加価値額の併用案）を答申

平成 8年 政府税制調査会法人課税小委員会報告
「事業税に外形標準課税を導入することは、事業に対する応益課税としての税の性格の明確化に加え、都道府県の税收の安定的確保、赤字法人に対する課税の適正化にも資するものと考えられる。」
「外形基準については、これまでの検討経緯や、事業の人的・物的活動量を的確に表すこと等から、今後とも、加算法による所得型付加価値を検討の中心としながら、引き続き幅広く検討することが必要であると考え。」
「外形標準課税の問題は、業種別税負担や都道府県別税收の変動、消費税や地方消費税との関係など、……なお検討すべき課題が多い。今後、これらの課題について更に検討を深めることが適当である。」

平成 9年 政府税制調査会答申
「地方の法人課税については、平成10年度において、事業税の外形標準課税の課題を中心に総合的な検討を進めることが必要です。」

平成10年 政府税制調査会に地方法人課税小委員会を設置（4月）
政府税制調査会答申（12月）
「引き続き、地方法人課税小委員会を中心に、法人事業税に外形標準課税を導入することについて、具体的な外形基準のあり方や税制度の簡素化の工夫、企業経営や雇用への影響などの諸課題を含めて、精力的に検討を進めることとします。」

平成11年 政府税制調査会地方法人課税小委員会報告（7月9日）

平成12年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成11年12月16日〕
政府税制調査会

二 平成12年度税制改正

2 法人課税

(5) 外形標準課税

△ （略）外形標準課税の導入は、地方公共団体の税収の安定化を通じて地方分権の推進に資するものです。また、応益課税としての税の性格の明確化につながるとともに、地方団体の提供する行政サービスによって受益を得ている法人が薄く広く税を分担することを通じて、税負担の公平化につながることとなります。さらに、経営努力等により利益のあがっている企業の事業税負担が相対的に軽減され、法人全体で薄く広く税負担を分かち合うことにつながることから、より多くの利益をあげることを目指した事業活動を促し、経済の活性化、経済構造改革にも資するものと考えます。

このように、外形標準課税の導入は、地方税のあり方として望ましい方向の改革であり、景気の状態等を踏まえつつ、できるだけ早期にその導入を図ることが望ましいと考えます。

そのため、望ましい外形基準として、小委員会報告に示された4つの類型（事業活動価値（仮称）、給与総額、物的基準と人的基準の組合せ、資本等の金額）を中心に、具体的な課税の仕組みや外形標準課税の導入に伴う税負担の変動、中小法人の取扱い、雇用への配慮、適切な経過措置など導入に当たっての諸課題等について、当調査会として、引き続き、導入に向けた具体的な検討を進めていくこととします。

また、このような具体的な検討を進めることを通じ、外形標準課税の導入に関して、都道府県や納税者である法人など関係者における活発な議論が行われ、国民の理解が一層深まるよう努める必要があると考えます。

政府税制調査会「地方法人課税小委員会報告」(H11.7.9)のあらまし

外形標準課税の意義

地方分権を支える安定的な地方税源の確保

応益課税としての税の性格の明確化

税負担の公平性の確保

経済構造改革の促進

※ 課税の仕組みについて、専門的・理論的に検討

望ましい外形基準のあり方

事業活動規模を適切に表すもの、
普遍性、中立性

簡素で納税事務負担が小さな仕組み

小委員会で検討した外形基準の4つの類型

① 事業活動によって生み出された価値

(事業活動価値(仮称))

- ・「利潤」+「給与総額」+「支払利子」+「賃借料」により算定
- ・法人事業税の全体を事業活動価値による課税とすべき(経過措置として所得基準による課税と併用)

② 給与総額

- ・給与総額は事業活動価値の概ね7割を占めているもの
- ・所得基準による課税と併用することが適当
- ・事業活動価値に近似する仕組みとの性格付けが可能

③ 物的基準と人的基準の組合せ

- ・物的基準(事業所家屋床面積、事業用資産の価額又は減価償却費)と人的基準(給与総額)の組合せ
- ・所得基準による課税と併用することが適当

④ 資本等の金額

- ・資本等の金額の区分ごとに定額で課税(事務所等の数や従業者数を加味)
- ・所得基準や他の外形基準による課税との組合せを基本とすることが適当

※・税率は、受益に応じた税負担という観点から、基本的に、比例税率が適当。
・これまでの税收規模が大きく変化することは前提とせずに課税の仕組みを検討。

改革に伴う諸課題

外形標準課税の導入に際しての課題

- ① 税負担変動について、税負担能力への配慮等から、所得基準による課税と併用
- ② 納税事務負担軽減等の観点からの簡素化の工夫
- ③ 外形基準に応じ既存地方税との所要の調整

税負担等への配慮に関する課題

- ① 中小法人に対する一定の配慮が必要
- ② 雇用への影響についての留意が必要
- ③ 適切な経過措置が必要

(結び)

- ・ できるだけ早期に外形標準課税の導入を図ることが望ましい。なお、その具体的な実施時期は、景気の状態等を踏まえて判断する必要。
- ・ 今後、各界各層で幅広く議論され、国民的な合意の形成が図られることを期待。

法人事業税収の推移

(単位：億円、%)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	左のピーク時に対する	
											増減額	増減率
東 京	15,806	14,734	14,811	11,707	9,722	8,495	8,445	10,724	9,868	9,297	-6,509	-41.2
大 阪	7,174	6,952	6,674	5,541	4,431	4,039	3,852	4,626	4,376	3,572	-3,602	-50.2
愛 知	5,010	5,538	5,232	4,411	3,577	3,206	3,279	4,019	4,395	3,384	-2,154	-38.9
神奈川	4,463	4,505	4,171	3,289	2,760	2,537	2,578	3,039	3,019	2,380	-2,125	-47.2
全国計	63,369	62,926	64,763	54,075	45,680	42,029	42,352	50,840	48,295	42,114	-22,649	-35.0

※網掛け部分は、その都府県のピーク時の税収を表す。

※各年度とも決算額による。

利益法人及び欠損法人の状況

(平成10年度道府県税の課税状況等に関する調より)

	法人数	利益法人数	利益法人比率	欠損法人数	欠損法人比率
	社	社	%	社	%
全 法 人	2,450,418	824,113	33.6	1,626,305	66.4
資 本 金 1 億 円 以 下	2,421,271	809,046	33.4	1,612,225	66.6
資 本 金 1 億 円 超	29,147	15,067	51.7	14,080	48.3

(注) 法人数は、平成10年2月1日から平成11年1月31日までの間に事業年度が終了する活動中の普通法人
(清算法人及び収入金額課税の適用を受けるものを除く。)である。

地方法人課税小委員会で検討された外形基準の四つの類型

①事業活動によって生み出された価値（事業活動価値（仮称））

- ・「利潤」＋「給与総額」＋「支払利子」＋「賃借料」により算定
- ・法人事業税の全体を事業活動価値による課税とすべき
（経過措置として所得基準による課税と併用）

②給与総額

- ・給与総額は事業活動価値の概ね7割を占めているもの
- ・所得基準による課税と併用することが適当
- ・事業活動価値に近似する仕組みとの性格付けが可能

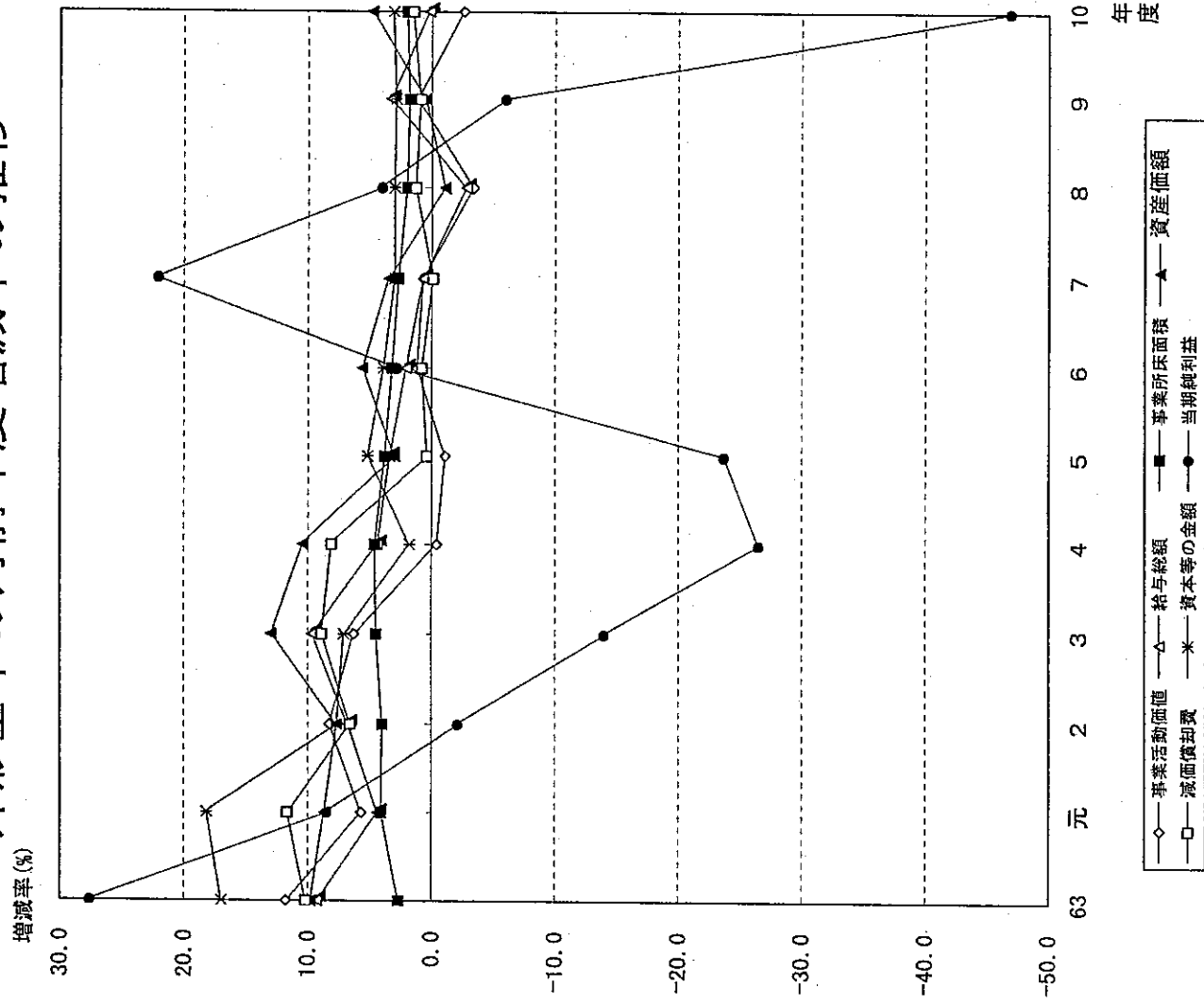
③物的基準と人的基準の組合せ

- ・物的基準（事業所家屋床面積、事業用資産の価額又は減価償却費）と人的基準（給与総額）の組合せ
- ・所得基準による課税と併用することが適当

④資本等の金額

- ・資本等の金額の区分ごとに定額で課税（事務所等の数や従業者数を加味）
- ・所得基準や他の外形基準による課税との組合せを基本とすることが適当

外形基準の対前年度増減率の推移



(備考)

1. 事業所床面積は、「固定資産の価格等の概要調査」(自治省調べ)により、その他は「法人企業統計年報」(大蔵省調べ)による。
2. 各指標は、次のデータを用いた。
 - ① 事業活動価値………税引前当期純利益、従業員給与、従業員給与、福利厚生費、支払利子・割引料及び不動産賃借料の合計額
 - ② 給与総額………従業員給与及び福利厚生費の合計額
 - ③ 事業所床面積………法人が所有する家屋床面積の総数
 - ④ 資産価額………その他の有形固定資産(有形固定資産から土地及び建物仮勘定を除いたもの。)
 - ⑤ 減価償却費………減価償却費(特別減価償却費を除く。)
 - ⑥ 資本等の金額………資本金及び資本準備金の合計額
 - ⑦ 当期純利益………税引前当期純利益

各基準に係る課税ベース（全国総額）の状況

基 準	平成４～８年度の平均値
所得（都道府県課税状況調による所得）	３６兆円程度
事業活動価値	２６９兆円程度
給与総額	１９６兆円程度
家屋床面積	１９億㎡程度
資産（家屋＋償却資産）価額	２９０兆円程度
減価償却費	３９兆円程度

（参考） 資本等の金額 １０５兆円程度

- （注）１．上記の表の各平均値には、家屋床面積以外のものについては、農林水産業及び鉱業に係るものは、除かれている。
- ２．所得については、「道府県税の課税状況等に関する調」（自治省）の平成４年度分から平成８年度分までの所得の平均値である。また、法人事業税のうち、収入金額課税の対象となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を行う法人に係る所得は、含まれていない。
- ３．事業活動価値は、利潤＋給与＋利子＋賃借料とし、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの平均値で、次の数値によった。
利潤＝税引前当期純利益、給与＝役員給与＋従業員給与＋福利厚生費、利子＝支払利息・割引料、賃借料＝動産・不動産賃借料として計算した。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
- ４．給与総額は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの、役員給与＋従業員給与＋福利厚生費の数値の平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
- ５．家屋床面積は、法人が所有する家屋の床面積であり、「固定資産の価格等の概要調書」（自治省）に基づき、平成４年度から平成８年度までの平均値を計算した。
なお、この家屋床面積についてのみ、農林水産業及び鉱業に係るものが含まれている。
- ６．資産（家屋＋償却資産）価額は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの、その他有形固定資産の平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
- ７．減価償却費は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
- ８．資本等の金額は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの資本金及び資本準備金の和の平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。

地方法人課税小委員会報告（抄）

〔平成11年7月9日〕
〔政府税制調査会〕

三 望ましい外形基準のあり方

2. 外形基準の四つの類型

（中略）

(1) 事業活動によって生み出された価値

（中略）

② 事業活動価値の場合、その課税標準の構成要素については、次のように考えることが適当である。

(iii) 課税標準の構成要素となる「支払利子」や「賃借料」については、それぞれ、借入金利子、支払割引料、社債利息等の合計額、支払地代、支払家賃、動産賃借料等の合計額とすることが考えられる。この場合において、例えば銀行等の支払利子や不動産貸付業を行う法人が支払う賃借料などの取扱いについては、その事業の特性に鑑み、課税標準に算入しないことが適当ではないかとの意見があったが、今後、具体的な仕組みを考えていくに当たり、さらに検討を深めるべき課題と考える。

銀行業等に対する外形標準課税の導入について

1 目的

安定的な税収及び税負担の公平性の確保

2 根拠

現行事業税の課税標準の特例規定を活用(地方税法第72条の19)

3 納税義務者

都内で事業活動を行う法人のうち、銀行業又はこれに類する事業を営むもの。ただし、当該事業年度末の「資金量」の残高が5兆円以上の法人に限る。

(都市銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、日本銀行等)

4 課税標準

当該事業年度の「業務粗利益」

※ 「業務粗利益」＝「資金利益」＋「役務取引等利益」＋「その他業務利益」

5 税率

3% (ただし、「特別法人」については2%)

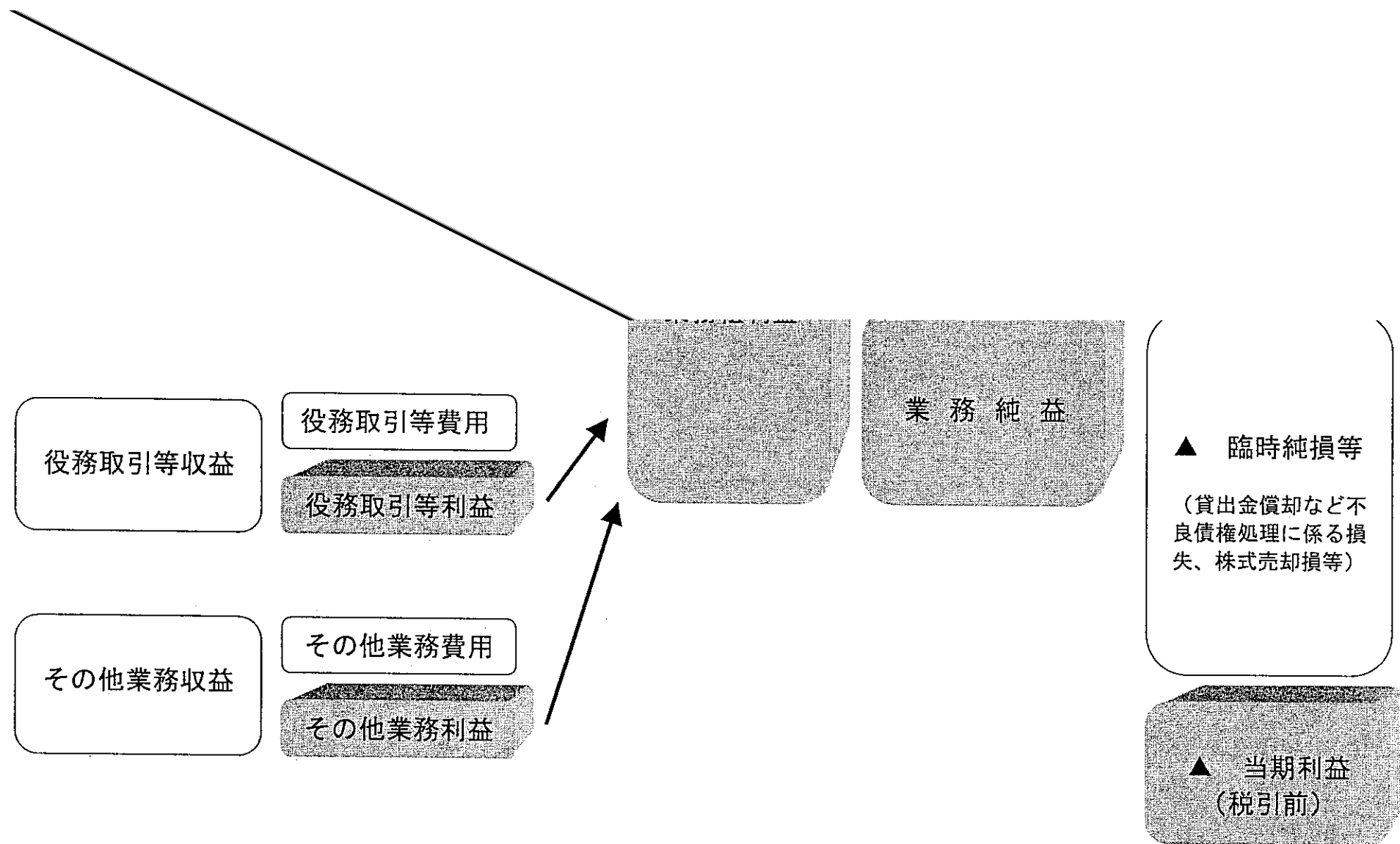
6 分割基準

現行事業税の分割基準を適用

7 その他

(1) 5年間の時限措置とする。

(2) 平成12年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。



(参考)

銀行業における勘定科目等の説明

業務粗利益＝(資金運用収益－資金調達費用)＋(役務取引等収益－役務取引等費用)＋(その他業務収益－その他業務費用)

＝税引前当期純利益－特別利益＋特別損失－その他経常収益＋その他経常費用＋営業経費

∴ 税引前当期純利益＝業務粗利益＋特別利益－特別損失＋その他経常収益－その他経常費用－営業経費

- | | |
|---------------------------------------|----------------------------|
| ① 資金運用収益…各種受取利息 | 資金調達費用…各種支払利息 |
| ② 役務取引等収益…各種受取手数料 | 役務取引等費用…各種支払手数料 |
| ③ その他業務収益…外国為替売買益、国債等債券売却益等 | その他業務費用…外国為替売買損、国債等債券売却損 等 |
| ④ その他経常収益…株式等売却益 等 | |
| その他経常費用…貸倒引当金繰入額、貸出金償却、株式等売却損 等 | |
| ⑤ 特別利益…動産不動産処分益 等 | 特別損失…動産不動産処分損 等 |
| ⑥ 営業経費…人件費、物件費（動産不動産償却、土地建物機械賃借料 等） 等 | |

(参考)

業務純益…業務粗利益－(営業経費＋一般貸倒引当金)

(注) 一般貸倒引当金とは、貸倒引当金のうち、銀行業における決算経理基準に定める「合理的な方法により算出された貸倒実績率」により繰り入れた額

銀行法施行規則(昭和五十七年三月三十一日 大蔵省令第十号) (抄)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一、二 略

三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ、ロ 略

ハ 直近の二営業年度における業務の状況を示す指標として別表に掲げる事項

別表 (第十九条の二第一項第三号ハ関係)

項目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	一 業務粗利益及び業務粗利益率 二 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支 三 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや 四 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減 五 総資産経常利益率及び資本経常利益率 六 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率

(参考) 銀行法(昭和五十六年六月一日法律第五十九号) (抄)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二十一条 銀行は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該銀行(代理店を含む。)の営業所(無人の営業所その他の総理府令・大蔵省令で定める営業所を除く。次項において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項の規定により作成した書類についても、同様とする。

254 略

別紙様式第3号(第18条第2項関係)

緘
3
緘

景

心 田 民 世

無錫市

(单位:百万円)

科 目	金 額
經常収益	
資金運用収益	
貸出金利息	×
有価証券利息配当金	×
コールローン利息	×
買入手形利息	×
預け金利息	×
金利スワップ受入利息	×
その他の受入利息	×
役務取引等収益	×
受入為替手数料	×
その他の役務収益	×
その他業務収益	×
外国為替売買益	×
商品有価証券売買益	×
国債等債権売却益	×
国債等債権償還益	×
その他の業務収益	×
その他經常収益	×
株式等売却益	×
金銭の信託運用益	×
その他の經常収益	×
經常費用	
資金調達費用	×
預金利息	×
譲渡性預金利息	×
コールマネー利息	×
売渡手形利息	×
コマースヤルペーパー利息	×
借入金利息	×
社債利息	×
転換社債利息	×
金利スワップ支払利息	×
その他の支払利息	×
役務取引等費用	×
支払為替手数料	×
その他の役務費用	×

